

手ぶら観光「当日ホテル配送」利用規約（約款）

1. 公示について
取扱箇所にはこの約款を公示します。ご利用に関しては、この約款によるものとします。
2. 運送をお引受けできないもの
 - ①現金、貴重品及び当サービス利用者（以下「利用者」という。）において貴重品と判断されるもの
 - ②死体、死骸
 - ③動物（ペット等）
 - ④鉄砲、刀剣類等の危険物及び法律上保持できないもの並びに犯罪の用に供される恐れのあるもの
 - ⑤盗難によって得られたもの
 - ⑥生もの、臭気を発するもの及び腐敗変質しやすいもの
 - ⑦不潔なもの及び保管場所（倉庫）を汚損、毀損する恐れのあるもの
 - ⑧法律で所持、携帯を禁じられているもの
 - ⑨楽器類
 - ⑩取扱箇所で定めた荷物の大きさと重量を超える荷物
 - ⑪運送先となる宿泊施設が、民泊やAirbnb等、荷物の受け取りを行っていない場合
 - ⑫宿泊施設の予約票等の提示がなく、運送先となる宿泊施設を利用することが証明できない場合
 - ⑬その他、運送・保管に危険若しくは迷惑を及ぼす恐れのあるもの、又は適さないと認められるもの
3. 荷造りについて
利用者は荷物の形状に合わせて、運送に適するように荷造りをしなければならない。
4. 荷物の引渡し
当社は配達完了時間の目安に則り利用者が申込み時に指定した宿泊施設（以下単に「宿泊施設」という。）へ荷物を引渡します。但し、天災、交通事情、その他やむを得ない事由により荷物引渡し時間に遅れが生じる場合や、荷物引渡し予定日の翌日以降に引渡す場合（以下併せて「引渡し遅延の場合」という。）があります。尚、一度配送を受付した後は、受付箇所・配達途中など、指定箇所以外での引渡しは原則として行いません。
5. 当社による責任
荷物の滅失又は毀損についての責任は、当社が利用者から荷物を受け取った時から発生し、宿泊施設に荷物を引渡したときに消滅します。ただし、当社による責任の範囲に含まれる場合であっても、自己又はその使用人、その他当社が運送を委託した者がその貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。
6. 免責
以下の各号に定める由による荷物の滅失、毀損及び擦傷等の軽微な損傷については、損害賠償の責任を負いません。
 - ①2項に該当する荷物
 - ②荷物の欠陥、自然の消耗によるもの
 - ③老朽化など手荷物固有の不具合に起因した破損
 - ④着脱式のキャスターなどの突起物、ストラップ、名札等の付属品の欠損
 - ⑤天災事変等の不可抗力によるもの
 - ⑥予見できない交通障害
 - ⑦司法権等の発動により関係官公署から保管品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
 - ⑧利用者が記載すべき配送希望受付表の記載過誤
 - ⑨その他当社の責めに帰さない場合(2) 引渡し遅延の場合において、当該遅延に関連し生じたいかなる損害についても、その責任を負いません。
(3) 宿泊施設へ荷物引渡し後に生じたいかなる損害についても、その責任を負いません。
7. 当社による責任で生じた場合の賠償額
全部滅却の場合は申告価格又は1個30万円のいずれか低い額を限度とし時価により査定します。
8. 利用者の賠償責任
利用者の故意若しくは過失により又はこの約款及びこれに基づいて定められている規定を守らない事により当社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けます。
9. 個人情報の取扱について
当社は、利用者の個人情報を本サービスの提供を目的とし、業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得させていただきます。利用者より取得した個人情報については、正確性・安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じ、厳重な管理を行います。